

## 宍粟市ふるさと納税返礼品取扱事業者募集要項

### 1 目的

宍粟市では、ふるさと納税制度を活用し、特産品等を通じて本市の魅力PRや販路拡大などに伴う地元経済の活性化を目的とし、寄付者への返礼品として商品やサービスを提供する法人、団体または個人事業者（以下、「返礼品取扱事業者」という。）を募集します。

### 2 応募条件

- (1) 各種法令規則等に従い、生産・製造・加工・販売・採取・サービスを行っていること。
- (2) 原則、本社（本店）、支社（支店）、事業所または工場が市内にある法人、団体または個人事業者であること。ただし、市内において原材料の主要な部分が生産された物品を取り扱う場合で市長が認めた場合はこの限りではない。
- (3) 市税等の滞納がないこと。
- (4) 代表者等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等でないこと。
- (5) 個人情報保護に関する法律を順守できる者であること。
- (6) 寄付者に提供した返礼品の品質、性能等に瑕疵があった場合に、その瑕疵に責任を持つことができる者であること。
- (7) 寄付者に提供した返礼品の品質、性能等に対して苦情があった場合に、その苦情に責任をもって誠実に対応することができる者であること。
- (8) 自社の広告媒体等を通じて、本市の返礼品等を強調した寄附者を誘引するための宣伝広告を行わないこと。

### 3 返礼品の基準

- (1) 本市のPRにつながるものであり、本市の魅力の向上や地元経済の活性化等に資するものであること。
- (2) 平成31年4月1日付け総務省告示第179号の第5条各号いずれかの要件に該当すること。
- (3) 公序良俗に反しないものであること。
- (4) 食品衛生法、食品表示法等、関係法規を遵守しているものであること。
- (5) 転売予防策が講じられているものであること。
- (6) サービス利用の体制が整っているものであること。

## 4 市の負担

(1) 返礼品の基準価格と市が負担する代金の限度額（例）は次のとおりとします。

寄付金額 コース	基準価格	市の負担限度額 (消費税、梱包代含む)
1万円	2,500円程度	2,500円
1万2千円	3,000円程度	3,000円
1万8千円	4,500円程度	4,500円
2万円	5,000円程度	5,000円
2万4千円	6,000円程度	6,000円
3万円	7,500円程度	7,500円
3万6千円	9,000円程度	9,000円
4万8千円	12,000円程度	12,000円
6万円	15,000円程度	15,000円
7万2千円	18,000円程度	18,000円
8万4千円	21,000円程度	21,000円
9万6千円	24,000円程度	24,000円
10万8千円	27,000円程度	27,000円
12万円	36,000円程度	36,000円
15万円	45,000円程度	45,000円
20万円	60,000円程度	60,000円
25万円	75,000円程度	75,000円
36万円	108,000円程度	108,000円
48万円	144,000円程度	144,000円
60万円	180,000円程度	180,000円
120万円	360,000円程度	360,000円

※寄付金額コース1万円の返礼品は、送料が発生しない返礼品（役務等）のみ

寄付金額コース 10万8千円以内の返礼品については、寄付金額コースに対して基準価格（返礼品単価）を25%以内とし、寄付金額コース 10万8千円以上の返礼品は30%以内とします。

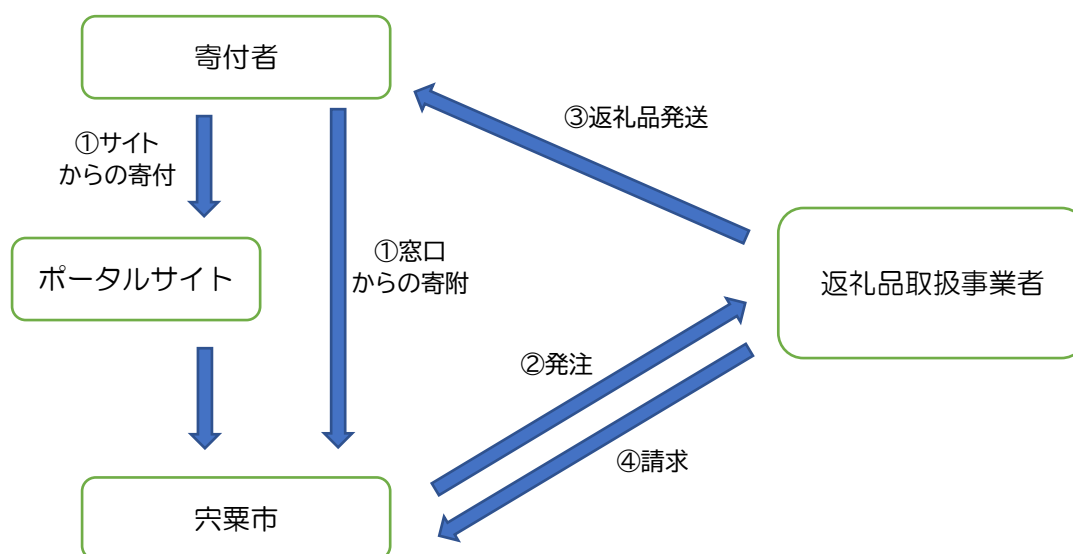
(2) 送料は1,000円を上限として市が負担し、不足する場合はその不足額を事業者が負担することになります。

## 7 返礼品取扱事業者の特典

- (1) 返礼品取扱事業者は返礼品の発送にあたり、自社の商品カタログやチラシ等を同梱して発送することができます。
- (2) 返礼品取扱事業者が出品した返礼品は、ふるさと納税ポータルサイトやパンフレット等に掲載しPRします。

## 8 返礼品等の発注・発送の流れ

主な流れは下図のとおりです。



## 9 申込方法・申込先

「宍粟市ふるさと納税返礼品（申込書・変更届）」に必要事項を記入のうえ、必要書類を揃えて宍粟市役所地域創生課（宍粟市山崎町中広瀬 133-6 宍粟市役所3階 TEL63-3066）までお申し込みください。

## 10 その他

- (1) 申込品数の上限はありません。
- (2) 返礼品選考の審査は市が行います。承認された申込品について、返礼品として取り扱うことができます。審査結果は審査後速やかに通知します。ご希望に添えないこともありますので、あらかじめご了承ください。
- (3) 返礼品の審査にあたり、事業所の住所や市税の納税状況に関する情報を確認しますので、同意のうえ、お申し込みください。
- (4) 市が返礼品の内容について、提案を行う場合があります。

- (5) 返礼品発送とあわせて、自社のカタログやチラシを同梱することはできますが、返礼品発送時以外でダイレクトメールを送るなど、個人情報をも目的外で使用することはできません。
- (6) 返礼品の発送にあたっては、あらかじめ寄付者に受取日時の連絡・調整や、返礼品に関するお問い合わせの対応をしていただきます。
- (7) 写真のデータについては、メールでの送付、またはCD-R、DVD-Rによる提出のみとなっております。返礼品のPRのため、できるだけ多くの写真提供をお願いします。

地場産品基準（総務省告示第179号の第5条抜粋）

以下のいずれかに該当すること。

- 1号 当該地方団体の区域内において生産されたものであること。
- 2号 当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- 3号 当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
- 3号イ（熟成肉） 地場産品基準第3号イに規定する、当該地方団体の属する都道府県の区域内において生産された食肉を原材料として、当該地方団体の区域内において熟成したものの。
- 3号イ（精米） 地場産品基準第3号イに規定する、当該地方団体の属する都道府県の区域内において生産された玄米を原材料として、当該地方団体の区域内において精白したものの。
- 3号ロ（企画立案） 当該地方団体において製品の企画立案その他の当該製品に実質的な変更を加えるものでない工程が行なわれており、当該製品の製造業者により、当該製品の価値の過半が当該地方団体の区域内で生じている旨の証明がなされたもの。
- 4号 返礼品等を提供する市区町村の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
- 5号 地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
- 6号 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上であること。

7号 当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるもの（宿泊（飲食を伴うものを含む。）の提供に係る役務を除く。）であって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。

7号の2（宿泊） 当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設であって、当該地方団体の属する都道府県の区域内においてのみ宿泊施設の運営を行う者が運営するもの（フランチャイズチェーン等の方式により、当該地方団体の属する都道府県の区域外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するものを除く。）における宿泊の提供に係る役務であること。

7号の3イ 五万以下（宿泊） 当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって、前号に該当しないもののうち、当該役務の調達に要する費用の額が一夜につき一人当たり五万円を超えないもの。

7号の3ロ 該当地域（宿泊） 当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって、前号に該当しないもののうち、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第2条第1項に規定する特定非常災害として指定された非常災害に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された同法第2条第1項に規定する災害発生市町村が属する都道府県の区域内の地方団体により提供されるもの。

7号の4（電気） 当該地方団体の区域内において地域のエネルギー源により発電された電気であること。

8号イ 市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの。

8号ロ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの。

8号ハ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されている物品及び当該市区町村を認定し、当該物品を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの。

9号 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。